

**日本語教育の推進に向けた基本的な  
考え方と論点の整理について（報告）**

**平成 2 5 年 2 月 1 4 日**

**文化審議会国語分科会日本語教育小委員会  
課題整理に関するワーキンググループ**



# 目 次

## 1 はじめに

- (1) 新たな段階を迎える日本語教育小委員会 . . . . . 1
- (2) 日本語教育をめぐる状況の変化への対応 . . . . . 2
- (3) 今回の検討と結果の報告 . . . . . 3

## 2 日本語教育の推進に当たっての基本的な考え方について

- (1) 日本語教育を推進する意義について . . . . . 3
- (2) 日本語教育に関する国と自治体との役割分担について . . . . . 4
- (3) 多様な日本語学習者の学習目的・ニーズへの対応について . . . . . 6

## 3 日本語教育の推進に当たっての主な論点について

- (1) 日本語教育の推進体制について
  - 論点1 日本語教育に関する政策のビジョンについて . . . . . 6
  - 論点2 日本語教育の効果的・効率的な推進体制について . . . . . 8
- (2) 日本語教育の内容及び方法について
  - 論点3 日本語教育の標準や日本語能力の判定基準について . . . . . 10
  - 論点4 カリキュラム案等の活用について . . . . . 11
- (3) 日本語教育に携わる人材について
  - 論点5 日本語教育の資格について . . . . . 11
  - 論点6 日本語教員の養成・研修について . . . . . 13
  - 論点7 日本語教育のボランティアについて . . . . . 15
- (4) 日本語教育に関する調査研究について
  - 論点8 日本語教育に関する調査研究の体制について . . . . . 16
- (5) その他
  - 論点9 総合的な視点からの検討について . . . . . 17
  - 論点10 外国人の児童生徒等に対する日本語教育について . . . . . 19
  - 論点11 国外における日本語教育について . . . . . 20

## 4 おわりに

### <参考資料>

- ・本文内で引用している報告書等 . . . . . 25
- ・日本語教育の推進に向けた基本的な考え方と論点の整理について（報告） [概要]  
. . . . . 26
- ・小委員会の設置について . . . . . 29
- ・文化審議会国語分科会日本語教育小委員会委員名簿 . . . . . 30
- ・ワーキンググループの設置について . . . . . 31
- ・文化審議会国語分科会日本語教育小委員会課題整理に関するワーキンググループ名簿  
. . . . . 32
- ・審議経過 . . . . . 33



## 1 はじめに

第12期文化審議会国語分科会は、平成24年4月27日に第1回の総会を開催し、日本語教育小委員会を設置した。日本語教育小委員会は、5月28日に「生活者としての外国人」に対して日本語指導を行う者の指導力評価の在り方について検討する「指導力評価に関するワーキンググループ」と日本語教育に関する諸課題の整理について検討する「課題整理に関するワーキンググループ」を設置して、具体的な検討を開始した。日本語教育に関する諸課題の整理について検討を開始した背景は、次のとおりである。

### **(1) 新たな段階を迎える日本語教育小委員会**

日本語教育小委員会は、平成19年7月に戦後初めて「日本語教育」をその名称に冠する国の審議会の組織として文化審議会国語分科会に設置された。

その後、日本語教育小委員会では平成22年5月19日の「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案について（以下「カリキュラム案」という。）に始まり、平成23年1月25日の「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案について 活用のためのガイドブック（以下「ガイドブック」という。）、平成24年1月31日の「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案 教材例集（以下「教材例集」という。）及び「生活者としての外国人」に対する日本語教育における日本語能力評価について（以下「日本語能力評価」という。）を取りまとめた。

平成24年度中には「生活者としての外国人」に対する日本語教育の指導力評価について（以下「指導力評価」という。）が取りまとめられる。

これにより、カリキュラム案から始まった「生活者としての外国人」に対する日本語教育の内容及び方法に関する約4年にわたる計画的な検討作業が一旦終了し、日本語教育小委員会は新たな段階を迎えることとなる。

この間、第11期文化審議会国語分科会の国語研究等小委員会取りまとめ（平成24年2月29日）では「日本語教育に関して、学習者の増加や需要の多様化などを踏まえ、今後の政策の適切な企画立案・推進を図る観点から、将来的な政策のビジョンや、課題の解決のために必要となる調査研究の在り方について更に検討することが必要と考えられる。このため、文化庁において、これらの事項を検討するための場を設けることが適切である。」と提言された。

また、日本語教員等の養成・研修に関する調査研究協力者会議の「日本語教員等の養成・研修に関する調査結果について（平成24年3月30日）」では「今後、文化庁の文化審議会国語分科会の下に新たな検討の場を設け、本調査結果等を踏まえ、日本語教員等の養成・研修の在り方について議論を継続するべきである」と提言された。

さらに、平成24年1月には、文化庁が日本語教育関係府省及び関係機関・団体等から構成される日本語教育推進会議を発足させ、関係機関・団体等からの意見発表や意見交換等を行う中で、日本語教育をめぐる様々な指摘がなされた。その内容については、日本語教育小委員会に報告され、本ワーキンググループでの検討に活用されたところである。

このように日本語教育小委員会の一連の計画的な検討作業が終了するとともに、日本語教育小委員会の会議の開催回数が50回を超え、その設置からちょうど5年が経過しようとしている節目に、これまで各方面からなされてきた指摘も参考に、日本語教育を推進するに当たって、基本的な考え方と主な論点の整理を行うことは、日本語教育の推進に向けた今後の議論を進める上で極めて有用である。

## **(2) 日本語教育をめぐる状況の変化への対応**

次に、我が国の外国人登録者数は、平成2年の「出入国管理及び難民認定法（いわゆる入管法）」の改正法の施行等に伴い、この20年間で約100万人から約200万人に、また国内の日本語学習者数も約6万人から約13万人に、ほぼ倍増している。

日本で生活する外国人の増加とそれに伴って生じる様々な問題を踏まえ、政府全体としても定住化する「生活者としての外国人」を念頭に「生活者としての外国人」に関する総合的対応策や日系定住外国人施策の推進など総合的な取組を行ってきた。日本語教育は、このうち最も基本的な取組の一つに位置付けられ、実施されてきた。

また、「生活者としての外国人」に関する取組のほかにも、平成20年には政府により「留学生30万人計画」が策定され、留学生の受入れ環境づくりの一つとして国内の日本語教育の充実が位置付けられたり、平成24年には外国人の高度人材に対するポイント制による出入国管理上の優遇制度が導入され、日本語能力がポイント項目の一つとされたりするなど、日本語教育や日本語に関わる外国人の受入れのための新たな取組が行われている。

さらに、外国人の受入れについては、我が国の少子高齢化社会の進展などに対応し、その在り方についても議論すべき時期に来ているのではないかという指摘もあり、日本語教育の充実は外国人の受入れ環境整備の最も基本的な取組であると言える。

このほか、最近の日本語教育界における大きなトピックとしては、例えば、平成24年3月31日現在4,290人の会員からなる社団法人日本語教育学会が、平成24年に創立50周年の節目を迎え、同年8月には約2,000人の日本語教育関係者が国内外から集まり、「日本語教育国際研究大会名古屋2012」が開催されたことが挙げられる。

また、平成13年に南米日系人を中心とする外国人住民が多数居住する自治体が集まり発足した外国人集住都市会議は、活動開始から10年を経て、現在の会員数が当初の13自治体から29自治体に増加し、多文化共生社会を目指して、地域の日本語教育をはじめ外国人の問題に積極的に取り組んでいる。

他方、これまで右肩上がりが増えてきた我が国の外国人登録者数は、ここ数年の推移を見ると、平成20年秋以降の世界的な経済危機や平成23年3月の東日本大震災の影響等により、平成20年末の約221万7千人をピークに3年連続で減少し、平成23年末で約207万8千人（外国人登録者数の日本の総人口に占める割合は、1.63%）となっている。

国内の日本語学習者数も平成23年11月1日現在で前年と比べ、約4万人減の約12万8千人となっている。

このように今後も増減が生じる可能性がある。

日本語教育に関する国の事業予算を見ると、文化庁が平成19年度から実施している「生活者としての外国人」のための日本語教育事業（以下「生活者事業」という。）が、平成24年の財務省による予算執行調査の対象となった。

生活者事業は、日本で生活する外国人が日常生活を送る上で必要となる日本語能力を身に付けることを後押しするため、地域の実情に応じた日本語教室の設置・運営などを支援するものである。平成24年度においても全国で85団体がこの事業を活用し、委託を受け、日本語教室の実施などに取り組んでいる。

しかし、予算執行調査の結果、自治体独自の取組との重複が見られ、国が主体となって委託を行う事業の在り方について検討を行う必要があるとの指摘を受け、事業の全部又は一部の廃止・統合を含めた見直しを求められることとなった。

このように日本語教育をめぐる状況は変化しており、こうした変化に適切に対応しつつ、日本語教育を推進していくことが求められている。

### **（3）今回の検討と結果の報告**

そこで、本ワーキンググループは日本語教育の関係者等からのヒアリングを含め4回の会議を開催し、7回の日本語教育小委員会の議論も踏まえ、日本語教育を推進する意義等について再確認するための検討を行い、改めて基本的な考え方を整理した。その上で、今後、具体的な施策の方向性や日本語教育の推進方策を議論していく際の「検討材料」として、日本語教育を推進するに当たっての主な論点を整理したので、ここに報告する。

## **2 日本語教育の推進に当たっての基本的な考え方について**

### **（1）日本語教育を推進する意義について**

経済のグローバル化が進展し、人の国際移動も活発化することが見込まれるが、言うまでもなく、日本語は我が国における共通言語であり、日本語能力を身に付けることは、外国人が日本で生活していく上で極めて重要である。このことは、我が国における外国人の実際のコミュニケーションが常に日本語で行われるとは限らないとしても、また、外国人の母語は尊重すべきであるとしても、変わることはない。

このような日本語を外国人に教えることを柱とする日本語教育を推進する意義としては、例えば「生活者としての外国人」に対する日本語教育を念頭に置くと、次のようなことが挙げられる。

- ・ 外国人が日本で生活していく上で必要となる日本語能力を身に付け、日本語で意思疎通を図り、生活できるようにする。これは、「国際人権規約」、「人種差別撤廃条約」等における外国人の人権尊重の趣旨に合致するものである。
- ・ 日本語による円滑なコミュニケーションを実現し、住みやすい地域づくりや地域の活性化につながる。
- ・ 地域住民が日本語教育に関わることを通じ、その生きがいや自己実現につながるとともに、異文化に対する理解が深まり、多文化共生社会の実現につながる。

- ・ 日本語は、日本の文化の基盤であり、日本の文化そのものと言え、日本の文化や日本に対する外国人の理解が深まり、友好的な国際関係の構築につながる。
- ・ 日本語教育は、外国人の受入れ環境の最も基本的なものであり、開かれた国としての我が国の評価や魅力を高めることにつながる。

このほか、我が国の少子高齢化の進展に対しては、少子化対策を推進するとともに、若者・女性・高齢者等の労働市場への参加を一層促進することが重要であるが、より中長期的な観点からは、外国人労働者の受入れの在り方についても議論すべき時期に来ているのではないかという指摘もあり、日本語教育の充実が外国人の受入れ環境整備の最も基本的な取組であると言える。

なお、平成23年3月11日に発生した東日本大震災の被災地や被災者のために何らかの支援をした外国人や、今後大きな災害があった時に機会があればボランティアをしたいと思う外国人が少なくないことなどから、外国人を支援の対象として見るだけでなく、外国人が日本社会の一員として支援する側になるという面もあることに留意すべきである。

このように日本語教育は、外国人を支援するためはもとより、日本の社会全体にとっても大きな意義を有するものである。ただし、この点についてはこれまで必ずしも広く意識されているとは言い難い状況にある。

今後、更に日本語教育を推進するに当たっては、このような日本語教育の多面的な意義について、日本語教育の関係者にとどまらず、幅広く国民の理解を得られるよう努めていくことがますます重要になってくると考える。

## **（２）日本語教育に関する国と自治体との役割分担について**

日本語教育が「教育」という営みである以上、そこには学習者と学習支援者が存在する。この学習支援者としては、直接学習者と向き合って日本語を教える指導者に加え、日本語教室を設置・運営する国際交流協会、NPO法人（特定非営利活動法人）、ボランティア団体などの各種団体、外国人が働く企業、大学、自治体、国等があり、それぞれの性格や役割に応じて日本語教育に関する取組を行っている。

このうち、公的部門である国と自治体との役割分担については、平成21年1月27日に文化審議会国語分科会が「国語分科会日本語教育小委員会における審議について—日本語教育の充実に向けた体制整備と「生活者としての外国人」に対する日本語教育の内容等の検討—」（以下「21年報告」という。）において、国、都道府県、市町村に分けて整理を行っている。

すなわち、国（基本的に日本国内における「生活者としての外国人」に対する日本語教育を振興する立場にある文化庁のことを指している。）の担うべき役割として、おおむね次のような点などを挙げている。

- 「生活者としての外国人」に対する日本語教育の目標及び標準的な内容・方法、さらには、地域における日本語教育の体制整備の在り方を、指針として示すこと。

- この指針を踏まえつつ、「生活者としての外国人」に対する日本語教育に係る日本語能力の測定方法及び指導力の評価方法についても、一定の指針を示すこと。
- 指針として国が示す「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的な内容・方法を地域で実践するためには、大学、研究機関、日本語教育機関及び地域のボランティア団体その他関係団体の協力を得て、その指針を地域の特性に応じて具体化することが必要であることから、都道府県及び市町村と連携してそれを担う人材を養成すること。
- 地域に日本語教室が開設されていないという状況や、日本語教室は開設されていてもその内容が地域の外国人のニーズにそぐわないなどの状況を改善し、学習者のニーズにこたえることができるよう、適切な財政支援を行うなど地域における日本語学習の環境整備のための支援を行うこと。
- 指針として国が示す「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的な内容・方法について、地域の日本語教育の指導者に適切に指導助言できる「指導者の指導者」を養成すること。

また、域内の市町村の状況を踏まえつつ、必要に応じ、国との連絡調整を行う立場の都道府県の担うべき役割として、おおむね次のような点を挙げている。

- それぞれの実情に応じた域内の日本語教育の体制整備を行うこと。
- 指針として国が示す「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的な内容・方法を参考に、それぞれの実情に応じた日本語教育の内容・方法を検討・調整すること。
- 域内の市町村において、日本語教育を事業化し推進できる人材を、市町村と連携して養成すること。
- 学習者の背景・ニーズや教室数・講師数など、域内の日本語教育に関する実態把握を行うこと、域内関係者の連絡会議を開催すること、他事業との連携協力や活動内容の広報を行うこと。

さらに、日本語教育の現場を抱える立場の市町村の担うべき役割として、おおむね次のような点を挙げている。

- 都道府県が検討・調整した日本語教育の内容・方法を、現場の実情に沿って具体的に編成・実施すること。
- 国が養成する「指導者の指導者」を活用するなどして、地域における日本語教育の指導者を養成すること。

- 日本語教室の設置運営を行うこと、学習者及び指導者からの相談に応ずること、域内外の人材・情報リソース（資源）を活用すること。

これらの整理は、今日においても基本的に妥当なものである。地域の日本語教育の課題が、外国人の集住地域に加え、散住地域にも顕在化しつつある中、国、都道府県、市町村はこうした役割分担を再確認の上、適切な役割分担の下、連携・協力しながら日本語教育を推進していく必要がある。

### **（3）多様な日本語学習者の学習目的・ニーズへの対応について**

平成2年の「出入国管理及び難民認定法」の改正法の施行等に伴い、南米日系人が増加し、平成23年末現在、「定住者」など日本での活動に制限のない「身分又は地位に基づく在留資格」で在留する者が全体の約47%を占め、外国人の定住化が進んでいる。

このため、日本での一時的な滞在ではなく、定住生活を前提として必要な日本語能力を身に付けることが大きな課題となっている。

また、日本語を学習する外国人は、南米日系人のほか、留学生、難民、ビジネスパーソン、日本人の配偶者など極めて多様であり、その学習目的やニーズも同様である。

このようなことから、日本語教育に関する取組については、その目的や分野に応じて、様々な関係府省や関係機関・団体等が自らの役割を踏まえ行っている。

こうした状況は時に「縦割り」として指摘されることがある。しかし、日本語教育が有する多様性を考えれば、それぞれの目的や分野の日本語教育がより効果的・専門的に実施されるために必要な役割分担であると捉えた上で、必要な連携・協力を図りつつ、その役割を十分に果たしていくことが重要である。

なお、日本語教育の推進方策等について議論を進める際には、抽象的な観念論や専門的な技術論にとどまらず、日本語教育が有するこのような多様性を十分に踏まえ、どのような外国人を対象に、何のために、どのような日本語教育を念頭に考えるのか明確にした上で、具体的にきめ細かく政策的な議論を積み上げていく必要がある。

## **3 日本語教育の推進に当たっての主な論点について**

以上のような基本的な考え方を踏まえ、これまで各方面からなされてきた指摘も参考に、日本語教育の推進に当たっての主な論点について、次のとおり11項目に分けて整理した。

### **（1）日本語教育の推進体制について**

#### **論点1 日本語教育に関する政策のビジョンについて**

「国語研究等小委員会取りまとめ（平成24年2月29日）」でも言及されたように、日本語教育に関する将来的な政策のビジョンについて検討すべきとの指摘がある。

日本語教育については、これまでも「生活者としての外国人」に関する総合的対応策（平成18年12月）や「日系定住外国人施策に関する基本指針（平成22年8月）」、「日系定住外国人施策に関する行動計画（平成23年3月）」といった政府全体の総合的な対応プランの中に位置付けられ、取組が行われてきた。

また、一義的には文化芸術の振興という目的ではあるが、平成13年に成立した「文化芸術振興基本法」では、第19条に「日本語教育の充実」という見出しで「国は、外国人の我が国の文化芸術に関する理解に資するよう、外国人に対する日本語教育の充実を図るため、日本語教育に従事する者の養成及び研修体制の整備、日本語教育に関する教材の開発その他の必要な施策を講ずるものとする。」と規定されている。

第7条には「政府は、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図るため、文化芸術の振興に関する基本的な方針を定めなければならない。」とあり、これに基づき、平成23年2月8日に「文化芸術の振興に関する基本的な方針（第3次基本方針）」が閣議決定されている。

この方針の中では「6. 日本語教育の普及及び充実」という見出しで、日本語教育施策の方向性について次のとおり明記されている。

### 「文化芸術の振興に関する基本的な方針（第3次基本方針）」

（平成23年2月8日 閣議決定）

#### 6. 日本語教育の普及及び充実

近年、日本語を学習する外国人は国内外ともに増加しており、また、学習の目的も多様化している。このような学習需要や社会の変化に対応し、外国人の我が国及び我が国の文化芸術に対する理解の増進に資するよう、次の施策を講ずる。

その際、我が国の日本語教育施策を効果的・効率的に実施するため、関係府省・関係機関が連携して日本語教育を総合的に推進する体制の整備・充実を図る。

- ▶ 国内における日本語教育を受ける対象者の拡大に対応するため、日本語教育の指導内容・方法等の調査研究、日本語教育教材等の開発及び提供、日本語教育に携わる者の養成及び研修など日本語教育の充実を図る。
- ▶ 地方公共団体等の関係機関や日本語ボランティア等との連携・協力により、地域の実情に応じた日本語教室の開設や、幅広い知識や能力を持つ日本語指導者・ボランティアやコーディネーターの養成及び研修など、地域における日本語教育の充実を図る。その際、特に国内に居住する外国人の生活への総合的支援の一環として、日常生活に必要とされる日本語能力の向上を図る。
- ▶ 海外における日本語学習の広がりに対応するため、日本語教員等の海外派遣・招聘<sup>へい</sup>研修を推進するとともに、インターネット等の情報通信技術を活用した日本語教材・日本語教育関係情報の提供を推進する。

このような中、新たな日本語教育に関する将来的な政策のビジョンについては、8ページの記述のとおり考える。

日本語教育は、対象者である外国人の学習目的やニーズに応じて、様々な主体によって多様な取組が行われている。このため、まずどのような外国人を対象に、どのような目的や分野の日本語教育を念頭に置いて考えるのか明確にした上で、既にある政府全体の総合的な対応プランなど現行の枠組みではどのような理由で不十分であり、それを克服するためにどのような内容を盛り込むのか具体的に検証する必要がある。

その上で、次のような点に関して、十分に議論しなければならない問題であると考える。

- ・ 仮に多様な日本語教育を盛り込むとすれば、例えば留学生政策、入国管理政策、就労・産業政策など関係府省の個別の政策の実現手段となっており、目的も内容も方法も経緯等も異なる日本語教育を横断的に対象とすることとなる。それは可能なかどうか、また、可能であればそれをより適切なものにするにはどのように考えればよいか。
- ・ 外国人が日本で生活していく上で日本語能力を身に付けることが重要であるのはもちろんであるが、実際、地域の日本語教室には日本語に関する相談以外の様々な相談が持ち込まれている。このように外国人が抱える問題は単に日本語能力の問題にとどまらず、生活全般にわたっていることから、教育、就労、医療、社会保障、住宅、産業、地域づくり、多文化共生など他の外国人施策の分野と切り離して日本語教育について単独で議論することで十分なのかどうか。
- ・ 我が国の将来像も念頭に日本語教育の推進に当たっての基本的な考え方を整理するに際して、日本語教育を推進する論拠を突き詰めていくと避けて通れない外国人の権利・義務や外国人の受入れについて、政府全体あるいは社会全体の問題としてどのように考えるべきなのか。
- ・ 東日本大震災からの復興や社会保障と税の一体改革の必要性など極めて厳しい国の財政状況の中で、日本語教育を推進していく上で幅広く国民の理解を得るためにどのような説得力ある論拠を示すべきなのか。

なお、ビジョンの検討に当たっては、日本社会の現状だけでなく、我が国の将来像、例えば10年後の人口構成や産業構造などを念頭に置き、量と質の両面にわたり、どれだけ日本語教育が必要となるかを想定し、そこから具体的に将来的な日本語学習者の数、必要となる日本語教師の数、教育内容・方法、日本語教育の主体などについて考えるべきとの意見も出された。

日本語教育は様々な政策の実現手段として、その主体、目的、内容、方法が多様である。したがって、上記の想定を行うにしても、個別の政策論を踏まえ、対象となる日本語教育を明確にしなければ、前提となる条件の設定が困難であり、それ自体が絵に描いた餅になりかねない。このため、多様な日本語教育の現況について、改めて実態把握に努めることが重要である。

## **論点2 日本語教育の効果的・効率的な推進体制について**

次に、日本語教育については様々な関係府省や関係機関・団体等により取組が行われる中、日本語教育が全体として効果的・効率的に推進されているかどうかをしばしば指摘されてきた。

これについては、日本語教育が有する多様性を考えれば、それぞれの目的や分野の日本語教育がより効果的・専門的に実施されるために必要な役割分担であると捉えた上で、大切なことは、必要な連携・協力を図りつつ、それぞれの役割を十分に果たしていくことであると考ええる。

このため文化庁では、平成22年7月に日本語教育の関係府省（文部科学省・文化庁、内閣府、総務省、法務省、外務省、厚生労働省、経済産業省）から構成される日本語教育関係府省連絡会議を、平成24年1月にはこれらの関係府省に加え、次の関係機関・団体等から構成される日本語教育推進会議を発足させ、必要な意見交換等を行い、連携・協力を図っている。

#### 日本語教育推進会議の構成員（関係府省を除く。）

独立行政法人：日本学生支援機構、国際協力機構、国際交流基金  
大学共同利用機関法人：人間文化研究機構国立国語研究所  
公益社団法人：国際日本語普及協会  
公益財団法人：アジア福祉教育財団難民事業本部、国際研修協力機構、  
国際文化フォーラム、中国残留孤児援護基金、日本国際教育支援協会  
社団法人：日本語教育学会  
財団法人：海外産業人材育成協会、日本国際協力センター、  
日本語教育振興協会  
一般社団法人：全国日本語学校連合会、全国日本語教師養成協議会  
国立大学法人：筑波大学、東京外国語大学、名古屋大学、広島大学  
学校法人：早稲田大学  
大学等関係：国立大学日本語教育研究協議会、全国各種学校日本語学校協議会、  
全国専門学校日語教育協会、大学日本語教員養成課程研究協議会、  
日本私立大学団体連合会  
自治体関係：多文化共生推進協議会、外国人集住都市会議

このほか、日本語教育に関する取組を行う機関・団体等として、国際交流協会、NPO法人、ボランティア団体、外国人を雇用する企業、自治体などがある。

また、文化庁では日本語教育コンテンツ共有化推進事業として、日本語教育の関係府省や関係機関・団体等が持つ教材や論文、報告書などの各種コンテンツの所在情報を集めて、横断的に検索・利用できるシステムを整備し、平成25年度からシステムの利用を開始する予定である。

今後、各種コンテンツの所在情報を幅広く収集し、使い勝手よく利用されるよう工夫することが期待される。

こうした日本語教育に関する横断的な取組を通じて、日本語教育を全体として効果的・効率的に推進していく必要がある。

## **(2) 日本語教育の内容及び方法について**

### **論点3 日本語教育の標準や日本語能力の判定基準について**

日本語教育の内容及び方法に関連して、日本語教育の標準としては、文化庁のカリキュラム案のほか、例えば「JF日本語教育スタンダード」がある。これは、独立行政法人国際交流基金が作った日本語教育の方法及び学習成果の評価の標準である。

また、外国人の日本語能力の判定基準としては、文化庁の日本語能力評価や独立行政法人国際交流基金の「JF日本語教育スタンダード」のほか、例えば「とよた日本語学習支援システム」における「とよた日本語能力判定」がある。これは、豊田市の委託を受けた国立大学法人名古屋大学が中心となって作った日本語能力の判定基準である。

さらに、国内では公益財団法人日本国際教育支援協会が、国外では独立行政法人国際交流基金が実施する「日本語能力試験」がある。これは、原則として日本語を母語としない者を対象に日本語能力を測定し、認定することを目的に、後掲の「私費外国人留学生統一試験」の一科目であった日本語の試験を分離・独立させ、昭和59年にスタートした。既に約30年の長い歴史を持ち、平成23年の受験者数は約61万人（国内12万人、国外49万人）に及んでいる。「日本語能力試験」の一定レベルの合格は、平成24年に導入された外国人の高度人材に対するポイント制による出入国管理上の優遇制度においても、ポイント項目の一つである日本語能力の判定基準として位置付けられている。

このほか、独立行政法人日本学生支援機構が実施する「日本留学試験」や財団法人日本漢字能力検定協会が実施する「BJTビジネス日本語能力テスト」がある。「日本留学試験」は、外国人留学生として日本の大学（学部等）に入学を希望する者を対象に日本語、理科、数学、総合科目について出題するもので、「日本語能力試験」と「私費外国人留学生統一試験（平成13年12月の実施をもって廃止）」の二つの試験に代わる試験として平成14年からスタートし、平成21年度の受験者数は44,396人である。

他方、「BJTビジネス日本語能力テスト」は、日本語を母語とせず、日本語を外国語あるいは第二言語として学習しているビジネス関係者を対象に平成8年にスタートしたものであり、平成21年度の受験者数は6,097人である。

このように、文化庁はもとより、自治体や民間が既に日本語教育の標準や日本語能力の判定基準を作り、その活用に取り組んでいる中で、日本語教育の標準や日本語能力の判定基準を新たに作るべきという指摘がある。

これについては、まずこうした現行の取組ではどのような理由で不十分であり、それを克服するためにどのような日本語教育の対象者、目的、分野を念頭に置いて日本語教育の標準や日本語能力の判定基準を作ることを考えるのか具体的に検証する必要がある。

というのは、日本語教育の標準や日本語能力の判定基準は、その対象者、目的、分野に即して設計する必要がある、何のためにどのような日本語教育を想定し、または、何のためにどの程度の日本語能力を求めるのかという個別の政策論を抜きにして議論するのは困難であると考えられるからである。

例えば、外国人の高度人材をはじめ外国人を受け入れる際に必要となる日本語能力の判定基準について考える際には、外国人を我が国に受け入れる上で、どの程度の日本語能力を求めるべきかについて入国管理政策の中でまず議論すべきものである。

その上で、次のような点に関して、十分に議論しなければならない問題であると考える。

- ・ 仮に対象者、目的、分野などが異なる日本語教育の標準や日本語能力の判定基準を総合化し、統一的な標準や基準を作るとすれば、それは可能なかどうか、また、可能であればそれをより適切なものにするにはどのように考えればよいのか。
- ・ 文化庁はもとより、自治体や民間が既に日本語教育の標準や日本語能力の判定基準を作り、その活用に取り組んでいる中で、新たな標準や基準を作るのがよいのか、それとも既にあるものをより充実したり、活用したりする方向で議論するのがよいのか。  
例えば、日本語教育の標準や日本語能力の判定基準については、どのようなものを作るにしても、その運用を担う者によって、結果にばらつきが生じないようなシステムが築かれているかどうか大きなポイントであり、むしろ現在進行中の取組の検証を行い、必要な改善を図っていくべきとも考えられるが、どうなのか。

なお、こうした議論の際には欧州評議会の「言語のためのヨーロッパ共通参照枠（CEFR）」の実践の成果や課題を踏まえて検討するのが適当である。

#### **論点4 カリキュラム案等の活用について**

次に、日本語教育小委員会が取りまとめたカリキュラム案等は、いずれも地域の日本語教育の内容及び方法に関して国が参考として提供するものであり、各地域ではこれらを参考にしてそれぞれの実情に応じた日本語教育が実施されることが期待される。

しかしながら、このカリキュラム案等については更に活用されるような工夫が必要ではないかという指摘がある。

カリキュラム案等については、これまでも文化庁のホームページに掲載するとともに、様々な会議や研修会等の場で説明が行われている。

今後、五つの成果物を地域の日本語教育を推進していく上での一つの「よりどころ」として一層活用されるよう、その周知に更に工夫を加えるとともに、生活者事業の実施を通じてカリキュラム案等の効果を検証し、改善につなげ、再び提供するというPDCAサイクルを構築していく方策について検討する必要がある。

### **(3) 日本語教育に携わる人材について**

#### **論点5 日本語教育の資格について**

日本語教育に携わる人材は、直接学習者と向き合って日本語を指導する者のほか、日本語教室の設置・運営を行う者、これらの支援を行う者など多様である。特に「生活者としての外国人」に対する日本語教育においては、学習者である外国人の状況を踏まえ、できる限り学習効果が上がるよう、直接指導はもとより、学びやすい環境づくりや雰囲気づくりも重要になり、様々な人が様々な場面で携わっている実態がある。

現在、こうした日本語教育に携わる人材に関する資格はないが、一定の日本語教育能力を判定する試験として公益財団法人日本国際教育支援協会が実施する「日本語教育能力検定試験」や一般社団法人全国日本語教師養成協議会が実施する「日本語教師検定」がある。

特に「日本語教育能力検定試験」は、日本語教員となるために学習している者や日本語教員として教育に携わっている者を対象に昭和63年にスタートし、既に約25年の長い歴史を持ち、平成23年の受験者数は5,732人に及んでいる。

また、「日本語教育能力検定試験」は、在留資格「留学」をもって在留する外国人を受け入れることができる日本語教育機関に関する国の審査基準上、次のとおり「日本語教育能力検定試験に合格した者」が当該機関の教員要件の一つと位置付けられるなど広く定着している。

**「高等教育機関に進学・在籍する外国人学生の日本語教育に関する検討会議」取りまとめ報告書**  
**(平成24年3月30日 高等教育機関に進学・在籍する外国人学生の日本語教育に関する検討会議)**

標記の報告書の中では、法務省告示に関する新規審査の枠組みについては、法務省及び文部科学省の協力の下、確実に実施することとされ、その審査基準が示されている。

※下線は、本ワーキンググループが追加

審査基準（抜粋）

1. 趣旨

この基準は、日本語の学習を主な目的として来日し滞在する外国人を対象に、日本語教育を行う教育機関（以下「日本語教育機関」という。）が在留資格「留学」をもって在留する外国人を受け入れることができる機関として、告示をもって定められるために備える必要がある要件を明らかにするものである。

2. 基準

第14 日本語教育機関の教員は次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 大学（短期大学を除く。）において日本語教育に関する専攻（日本語教育科目45単位以上）を修了し、卒業した者
- 二 大学（短期大学を除く。）において日本語教育に関する科目を26単位以上修得し、卒業した者
- 三 日本語教育能力検定試験に合格した者
- 四 次のいずれかに該当する者で日本語教育に関し、専門的な知識、能力等を有するもの
  - 1) 学士の学位を有する者
  - 2) 短期大学又は高等専門学校を卒業した後、2年以上学校、専修学校、各種学校等（以下「学校等」という。）において日本語に関する教育又は研究に関する業務に従事した者
  - 3) 専修学校の専門課程を修了した後、学校等において日本語に関する教育又は研究に関する業務に従事した者であって、当該専門課程の修業年限と当該教育に従事した期間とを通算して4年以上となる者
  - 4) 高等学校において教諭の経験のある者
- 五 その他これらの者と同等以上の能力があると認められる者

### 3. 留意点等

- 5 日本語教育機関の教員には国際的感覚と幅広い教養、豊かな人間性、日本語教育に対する自覚と情熱が求められている。このため、専任教員の採用に当たっては、大学の学部における日本語教員養成の課程を修了した者や日本語教育能力検定試験の合格者など、日本語教育に関する専門的な知識、能力を有する者を確保すること。

また、文化庁では平成19年度から生活者事業の中で、指導者養成やボランティアに対する研修などの人材育成を財政支援するとともに、平成22年度からは「地域日本語教育コーディネーター研修」を直接実施し、地域の日本語教育の体制整備に必要となる人材育成に取り組んでいる。特に、平成24年度からは「地域日本語教育コーディネーター研修」を新たに東西2か所に拡大して実施している。

さらに、文化審議会国語分科会日本語教育小委員会で平成24年度中には指導力評価が取りまとめられ、地域の日本語教育の体制強化につながることを期待される。

このような中、日本語教育の資格を創設すべきという指摘がある。これについては、まずこうした現行の枠組みや取組ではどのような理由で不十分であり、想定される資格がその点をどのように克服するものなのか具体的に検証する必要がある。

その上で、次のような点に関して、十分に議論しなければならない問題であると考えている。

- ・ 文化庁の取組はもとより、既に広く定着している「日本語教育能力検定試験」などがある中で、新たな資格を作るのがよいのか、それとも既にあるものをより充実したり、活用したりする方向で議論するのがよいのか。
- ・ 地域の日本語教育の指導者が極めて多様な実態にあり、汎用性のある統一的な資格を作ることは可能なかどうか、また、可能であればそれをより適切なものにするにはどのように考えればよいか。
- ・ 資格の趣旨・目的や内容等によるが、新たに専門性等によって一定の線引きを行うことは、特に地域の日本語教育においてボランティアが大きな役割を担っている現状に照らして問題はないのかどうか。
- ・ 仮に国が新たに資格を作るとすれば、規制緩和の流れに逆行しないのかどうか。また、民業圧迫とならないのかどうか。

#### 論点6 日本語教員の養成・研修について

1 ページに記述したとおり、日本語教員等の養成・研修に関する調査研究協力者会議の「日本語教員等の養成・研修に関する調査結果について（平成24年3月30日）」では、日本語教員等の養成・研修の在り方について議論すべきであると提言された。これは、特に大学や日本語学校における日本語教員の養成・研修を念頭に言及されたものである。

日本語教員等の養成・研修については、これまでも様々な検討が行われてきた。

過去30年を振り返ると、昭和59年6月、当時の文部省に設置された「留学生問題調査・研究に関する協力者会議」は「21世紀への留学生政策の展開について（報告）」の中で、西暦2000年の留学生受入れ数を10万人とすることを目標として掲げ、政府もいわゆる「留学生10万人計画」を打ち出した。

これらを背景に、昭和60年5月には、同じく当時の文部省に設置された「日本語教育施策の推進に関する調査研究会」により「日本語教員の養成等について（報告）」（以下「60年報告」という。）が取りまとめられ、日本語教員養成における教育水準の向上のため、大学等の日本語教員養成機関における「標準的な教育内容」が示された。これは主として留学生等を対象とする日本語教育の環境整備を図ろうとするものであった。

その後、平成2年の「出入国管理及び難民認定法」の改正法の施行等に伴う外国人登録者数の増加や家族を伴った南米日系人の増加等に応じて、これまで以上に地域における日本語教育の充実が必要となった。

このため、平成10年5月、文化庁に「今後の日本語教育施策の推進に関する調査研究協力者会議」が設置され、平成11年3月、「今後の日本語教育の推進について—日本語教育の新たな展開を目指して—（報告）」が取りまとめられた。

その中で、地域における日本語教育の推進や日本語教員養成の在り方に関する課題などが提示された。

これを踏まえ、平成11年7月には、同じく文化庁に「日本語教員の養成に関する調査研究協力者会議」が設置され、日本語教員の資質向上とその養成に関し一層の改善を図ることを目的として議論が行われた。

その結果、平成12年3月には「日本語教育のための教員養成について（報告）」が取りまとめられた。その中では、日本語教員養成機関における教育課程編成の基本的な在り方として、60年報告で示された日本語教員養成のための「標準的な教育内容」のように画一的な教育内容ではなく、養成する日本語教員の主な活躍の場や専攻に応じて組合せ可能な「基礎から応用に至る選択可能な教育内容」が新たに示されるなど、各機関の創意工夫による様々な教育課程の編成が一層実現しやすいものへと見直しが行われた。

この見直しは、日本語教員の養成・研修については各日本語教員養成機関の創意工夫の下、自主的な判断により行われることが基本であるとの考え方を前提とするものであり、その後の各日本語教員養成機関の取組の積み重ね等を考えると、現時点でこれを変更すべき特段の事情はないものとする。

なお、最近では、例えば、公益財団法人日本国際教育支援協会が「日本語教育能力検定試験」について独自に出題内容の基礎項目への重点化を図る見直しを行い、平成23年度から新たな内容での試験を実施している。

また、財団法人日本語教育振興協会が実施してきた日本語教育機関（在留資格「留学」を取得できる機関で専ら日本語教育を実施する機関をいう。）の審査・証明事業に関し、法務大臣が告示をもって外国人に対する日本語教育を行う機関を定める場合には「日本語教育機関の設備及び編制についての審査及び証明を行うことができる法人による証明を参考とすることができる」とされていた。

しかし、これが平成22年5月の事業仕分けで廃止することとされたことを踏まえ、法務省の告示に係る審査の枠組みを今後どのようにするかが問題となった。

これを受け、新規審査の枠組みについて検討するため、文部科学省に「高等教育機関に進学・在籍する外国人学生の日本語教育に関する検討会議」が設置され、その報告書が平成24年3月30日に取りまとめられた。

その中では、12ページから13ページに掲載したとおり、在留資格「留学」をもって在留する外国人を受け入れることができる日本語教育機関としての国の審査基準が示され、教員の要件が列記されている。

この教員の要件は、文化庁の「日本語教員の養成に関する調査研究協力者会議」が平成12年3月に取りまとめた「日本語教育のための教員養成について（報告）」で示された日本語教員養成機関における教育課程編成の基本的な在り方や日本語教員養成の新たな教育内容とともに、大学や日本語学校における日本語教員の養成・研修に当たっての参考として活用し得るものである。

特に国立大学については、平成12年3月の報告が出た後の平成16年に、大学の自主性・自律性を向上させ、教育研究活動を活性化する観点から、国の組織の一部から法人化された。

これは、国立大学を国の人事や予算等の枠組みから外し、大学自らの責任と判断で運営できるよう、その裁量を大幅に拡大するためのものであり、国立大学は日本語教育や日本語教員の養成・研修においても、その個性や特色を生かした取組が期待される。

なお、「生活者としての外国人」に対する日本語教育に関しては、文化庁でカリキュラム案等を取りまとめるとともに、生活者事業の実施によりカリキュラム案等を活用した日本語教育の実践を財政的に支援するほか、きめ細かな日本語教育が実施されるよう指導者等の研修を直接実施している。

こうした「生活者としての外国人」に対する日本語教育を除けば、大学や日本語学校における日本語教育は、主として留学生などを対象に行われている。

この点に着目すれば、大学や日本語学校におけるこの分野の日本語教員の養成・研修については、既に述べたとおり、その後の大学等の取組の積み重ねなどに照らして、現時点で現行の枠組みを変更すべき特段の事情はないものとする。

また、留学生への日本語教育については、日本語教育はもとより、その受入れに始まって教育研究活動、生活、さらに、就職の支援などの一連のキャリア形成の観点から、必要に応じて留学生政策その他の個別の政策論の中で検討していくのが基本であるとする。

このようなことから、引き続き日本語教員の養成・研修に関する取組の動向に留意しつつ、関係府省や関係部局等の連携の下、適切に対応していくことが適当である。

## **論点7 日本語教育のボランティアについて**

次に、平成2年の「出入国管理及び難民認定法」の改正法の施行等に伴い、我が国では特に南米日系人やその家族などが増加するとともに、定住化しており、生活上必要な日本語能力を身に付けるための学習機会の充実が求められている。

そのような中、地域の日本語教育においてはボランティアが大きな役割を担っており、その実施体制は自治体によって大きな差が生じている。こうしたボランティアに依存した地域の日本語教育の実施体制の在り方については、しばしば指摘がなされてきた。

外国人の集住状況や自治体の財政状況等によって、地域の日本語教育の実施体制に差が生じることはやむを得ない面があると考えられる。しかし、今回実施したヒアリングでも、例えば、外国人が散住している地域では、日本語教室を開設しても学ぶ側も教える側も十分に人が集まらない、ボランティアに時間を割くことができる専業主婦層が日本語教室のボランティアとして担い手となることが自らの生活のために減っている、若者もボランティアの研修には参加するものの、就職が決まると継続しないとといった報告があった。

今なおボランティアに関する指摘がしばしばなされることを考えると、改めてこのような現状をどう捉えるべきなのか、どこに原因があるのか、日本語教育関係予算や関係機関・団体等との連携を含め自治体の取組やその成果はどうなっているのかなど、まず自治体における日本語教育の実施体制について具体的に検証することが重要である。

今後、平成21年報告で整理された国と自治体との基本的な役割分担を前提に、「生活者としての外国人」のための日本語教育に関する文化庁の様々な取組の効果も検証しつつ、必要に応じて更にどのような方策が考えられるのか検討する必要がある。

#### **(4) 日本語教育に関する調査研究について**

##### **論点8 日本語教育に関する調査研究の体制について**

日本語教育政策の適切な企画立案・推進を図る上で、課題の解決のために必要な調査研究の実施は極めて重要である。現在、日本語教育に関する調査研究機関としては、国立国語研究所や大学などがある。このうち、国立国語研究所は、平成21年10月1日に従来の独立行政法人から大学共同利用機関法人人間文化研究機構に移行した。

文化庁では、「独立行政法人に係る改革を推進するための文部科学省関係法律の整備等に関する法律」附則第15条の規定を受け、文化審議会国語分科会の下に、平成23年9月に国語研究等小委員会を設置した。そこで移行前の独立行政法人国立国語研究所において行われていた国語及び国民の言語生活並びに外国人に対する日本語教育に関する科学的な調査及び研究並びにこれに基づく資料の作成及びその公表等の業務を担う組織及び当該業務の在り方について、国語政策及び日本語教育政策の観点から検討を実施した。

その結果、平成24年2月29日の国語研究等小委員会の取りまとめでは、国語政策・日本語教育政策上の課題に対応するために必要な調査研究等については、国、国立国語研究所、大学等研究機関・団体で必要な連携が図られ、適切に実施されている。特に国立国語研究所において、調査研究を内外の大学等との共同研究により推進していることは、国語や日本語教育に関する研究者のネットワークの構築や研究内容・領域の広がりにも資するものであると評価された。

他方、国立国語研究所における調査研究成果の更なる政策への活用や社会への普及等を図る観点からは、研究課題の設定に当たって、学問的な観点に加え、社会的課題の解決にもつながるよう、研究者及び研究者コミュニティが持つ問題意識も踏まえることが期待されるとされた。

今後、文化庁が中心となって国立国語研究所、関係府省、自治体、社団法人日本語教育学会、大学等の協力を得て、過去の日本語教育に関する様々な調査研究テーマを整理しつつ、多様な分野の日本語教育の実態や地域における日本語教育の成功事例など、政策的に必要と考えられる調査研究を中長期的に実施していく必要がある。

## **(5) その他**

### **論点9 総合的な視点からの検討について**

一口に日本語教育と言っても、その対象者、目的、分野などは多様であり、日本語教育の推進方策等について議論する際には、何のためにどのような日本語教育を想定し、または、何のためにどの程度の日本語能力を求めるのか明確にする必要がある。

また、外国人が日本で生活していく上で日本語能力を身に付けることは重要であるが、外国人が抱える問題は単に日本語能力の問題にとどまらない。例えば、他に相談するところがないという理由で、日本語を学習するだけでは解決できない問題（教育、失業、借金、離婚、病気、生活の困窮など）の相談が日本語教室に持ち込まれることがある。

さらに、低所得者層の外国人の場合、日本語学習のための時間を十分に確保できないため、日本語を必要としない仕事に就くことが多いという事情があり、日本語学習を継続することができないだけでなく、本人からしても日本語を学習し、継続することの意義が見えなくなってしまう状況にある。外国人が自ら努力するのはもちろんであるが、単に日本語能力の問題にとどまらず、生活全般にわたり、しかも、構造的な問題になっている面がある。

このほか、東日本大震災では各地の日本語教室が地域の日本人と外国人とのつながりを築いていたことにより、安否の確認や避難活動に大いに役立ったと言われている。これを機に、日本語教育の分野において単に日本語を教える人材を育成するのではなく、地域の活性化、日本人と外国人との関係強化、地域コミュニティの形成といった幅広い視点から人材育成を考えるべきであるとの機運も高まっている。

このようなことから、教育、就労、医療、社会保障、住宅、産業、地域づくり、多文化共生など他の外国人施策の分野と切り離して日本語教育について単独で議論するだけでは必ずしも十分とは言えない。

あわせて、将来的な日本語教育の推進について議論する上では、我が国の将来像も念頭に日本語教育推進に当たっての前提となる基本的な考え方を整理する必要がある。とりわけ、外国人の日本語学習の機会を保障するための制度の設計といった制度論や権利論にも話が及ぶ際にはそうである。日本語教育を推進する論拠を突き詰めていくと、外国人の権利・義務や外国人の受入れについて政府全体あるいは社会全体の問題としてどのように考えるべきなのかは、避けて通れない重要な問題である。

以上のことから、日本語教育の推進について議論する上では、総合的な支援の視点が必要であり、当事者である外国人はもとより、国、自治体、外国人を雇用する企業、大学、関係機関・団体など、社会全体で考えるべきでもある。

なお、平成24年5月24日には内閣総理大臣決裁により、外国人労働者問題担当の国務大臣を議長、関係府省（内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、警察庁）の副大臣級を構成員とする「外国人との共生社会」実現検討会議が設置された。

この会議は、「日本で生活する外国人との共生社会の実現に向けた環境整備に関する諸問題について、関係省庁の密接な連携の下に総合的な検討を進めるとともに、関連施策について政府全体としての取組を推進する」ものであり、同年8月27日には中間的な整理を行った。

その中では、外国人の受入れの在り方については、我が国の産業、治安、労働市場への影響等国民生活全体に関する問題として、国民的コンセンサスを踏まえつつ、我が国のあるべき将来像と併せ、幅広く検討・議論していく必要があるとして、幅広い国民的議論の活性化に資するよう、まずは必要なデータの収集整備、国民への情報提供等に努めるとともに、どのような検討方法がふさわしいか等について、引き続き検討を進めることが必要であると次のとおり明記されている。

#### 「外国人との共生社会の実現に向けて（中間的整理）」

（平成24年8月27日 「外国人との共生社会」実現検討会議）

##### V 今後の検討課題等について（抜粋）

###### （1）今後の検討課題について

中長期的には、各府省庁等の取組をより体系的、総合的かつ持続的に推進する観点から、外国人との共生社会に関する政策の基本となる法律の要否や、外国人との共生社会に関する政策全体を包括的に推進する組織体制の在り方等について検討することも課題となつてこよう。

###### （2）外国人の受入れのあり方も含めた日本社会のグランドデザインに関する国民的議論の活性化や留意点等について

外国人の受入れがどのようにあるべきかは、我が国の産業、治安、労働市場への影響等国民生活全体に関する問題として、国民的コンセンサスを踏まえつつ、我が国のあるべき将来像と併せ、幅広く検討・議論していく必要がある。外国人の受入れの在り方については、積極・慎重の意見を含め、様々な議論が予想されるなか、我が国の将来の形や我が国社会の在り方そのものに関わるこの問題について、国民的な議論を活性化し、国全体としての方策を検討していく必要がある。幅広い国民的議論の活性化に資するよう、まずは必要なデータの収集整備、国民への情報提供等に努めるとともに、どのような検討方法がふさわしいか等について、引き続き検討を進めることが必要である。

今後、日本語教育の推進について議論を進めていく上では、この検討会議の議論にも留意しつつ、国民的な議論がなされるための環境整備に向け、日本語教育に関しても更に議論を深めていくとともに、必要な調査研究や幅広く国民に対する情報発信・PRを行っていくことが重要である。

その際、関係府省や関係機関・団体等との連携、特に日本語教育界が自らの領域を越えて、産業界や日本語教育以外の学問分野とも更に連携を図っていくことも期待される。

### **論点10 外国人の児童生徒等に対する日本語教育について**

文部科学省の調査によれば、平成22年9月1日現在、全国の公立学校に在籍する日本語指導が必要な外国人の児童生徒は28,511人で、前回調査（平成20年）よりも若干減少したものの、依然として多くの児童生徒が在籍している。また、平成22年9月1日現在、重国籍や保護者の一人が外国籍で、家庭内言語が日本語以外の言語となっている児童生徒等、日本国籍を有するものの日本語指導が必要な児童生徒は5,496人で、前回調査（平成20年）よりも増加している。

日本で生活する上で日本語能力を身に付けることは極めて重要である。日本語ができないことにより、学校での学習に遅れが生じたり、友達がなかなかできず不登校になったりするケースがあり、日本語能力が十分でない児童生徒がどのような教育を受け、どのようにキャリアを形成していくのかは大きな問題である。

外国人の高度人材等の受入れを進めていく上でも、特にその子供を安心して学校に通わせることができるよう、日本語教育をはじめとする環境づくりは極めて重要である。

今回実施したヒアリングでは、日本での滞在期間が長ければ長いほど日本語能力が身に付くというわけではなく、教育の中断等により日本語も母語も十分ではないケースが生じていることや、学校によって日本語教育環境に大きな差があることが報告された。

文部科学省では、公立小・中学校の教員定数の改善を図り、日本語指導が必要な外国人児童生徒等のための加配定数を措置してきており、平成24年度においては、小・中学校について、1,385人を計上している。

また、平成22年度から24年度の3か年計画で進めてきた「日本語能力測定方法」と「研修マニュアル」の開発が、平成24年度末には完成予定であり、平成25年度には各教育委員会を通じ学校で活用できるよう配布する予定である。

さらに、平成24年4月に「日本語指導が必要な児童生徒を対象とした指導の在り方に関する検討会議」が設置され、公立学校において行われる日本語指導について「特別の教育課程」として位置付ける方向で検討が進められている。

こうした取組を通じ、今後とも外国人の児童生徒等に対する日本語教育の一層の充実が必要である。一方、外国人の保護者に対しても、その日本語能力の向上が学校とのコミュニケーションの円滑化や児童生徒の日本語能力の向上にも良い影響を及ぼすことから、このような点に配慮した取組も期待される。また、関連して外国人の児童生徒等の増加も踏まえ、多文化共生や国際理解に関する教育の一層の充実も必要である。

## 論点11 国外における日本語教育について

日本語教育は、国内はもとより、国外においても行われている。国外における日本語学習者数は、独立行政法人国際交流基金の調査によれば、平成21年現在、365万人を超え、年々増え続けている。

少子高齢化が進む一方、経済のグローバル化が進展し、人の国際移動も活発化することが見込まれる中、我が国社会の維持向上を図るためには、積極的な国際貢献・国際協力を進めることが求められている。また、日本の最先端の製造技術やきめ細やかなサービスなどへの関心が日本語学習につながることも十分に考えられる。今後、日本や日本文化に興味・関心を持つ外国人や日本への留学や就労を希望する外国人等に対し、国外でより積極的に日本語教育を展開していくことが期待される。

なお、平成24年7月31日に閣議決定された「日本再生戦略」では、次のとおり、世界における日本のプレゼンス（存在感）の強化のためにも、日本語・日本文化等、多様な要素を含む日本の国家ブランドを確立して世界に伝えていく方策を検討する旨明記された。

「日本再生戦略～フロンティアを拓き、「共創の国」へ～」

（平成24年7月31日 閣議決定）

### IV. 日本再生のための具体策（抜粋）

#### 2. 「共創の国」への具体的な取組～11の成長戦略と38の重点施策～

##### （3）世界における日本のプレゼンス（存在感）の強化

国際社会における我が国の立ち位置と姿勢を明確にした上で、国連を始めとする国際機関や国際的なフォーラムにおける日本のプレゼンス（存在感）の強化や、より一般的な世界の人々が持つ日本のイメージ・認識の向上を図るべく、人間の安全保障の概念の普及や、環境技術、世界に誇るものづくり、国民性、日本語・日本文化等、多様な要素を含む日本の国家ブランドを確立して世界に伝えていく方策を検討する。

国外における日本語教育については、外務省や独立行政法人国際交流基金をはじめ様々な関係府省や関係機関・団体等により取組が行われている。今後とも文化庁が発足させた日本語教育関係府省連絡会議や日本語教育推進会議といった場も活用し、関係府省や関係機関・団体等の連携・協力の下、国外における日本語教育の一層の充実が必要である。

## 4 おわりに

この報告は、冒頭述べたとおり、課題整理に関するワーキンググループとして日本語教育を推進するに当たって、基本的な考え方と主な論点について整理を行ったものである。

結果として、文化審議会国語分科会日本語教育小委員会に設置されたワーキンググループの本来の検討範囲を考えるとかなり広範囲にわたって言及することとなったが、日本で生活する外国人の現状等を踏まえ、日本語教育を推進する立場から行った問題提起と捉えてもらえれば幸いである。

今後、この報告を踏まえ、次の段階として今回整理した下記の11の論点に関して必要に応じて詳細な調査、ヒアリング、意見募集等も実施しつつ、また、関係府省や関係機関・団体等の議論なども見据えつつ、具体的な施策の方向性や日本語教育の推進方策などを検討していくことが必要である。その際には、特に次の点に留意すべきである。

- ・ 日本語教育を含め外国人施策全体を見据えてどうすべきかという総合的な視点を持つこと。そのためにも、日本語教育推進会議などの関係府省や関係機関・団体等との横断的な会議等を活用し、関連する政策との連携を図ること。
- ・ 日本語教育の関係者にとどまらず、幅広く国民の理解を得られるものとなるよう努めること。
- ・ 日本語学習者である外国人のニーズをできる限り踏まえること。
- ・ 客観的なデータなどを活用しながら、論拠を明確にするよう努めること。

本ワーキンググループは、この報告が今後の具体的な「検討材料」として大いに役立ち、日本語教育の更なる推進につながることを期待するものである。

## 日本語教育の推進に当たっての11の論点

### (1) 日本語教育の推進体制について

- 論点1 日本語教育に関する政策のビジョンについて
- 論点2 日本語教育の効果的・効率的な推進体制について

### (2) 日本語教育の内容及び方法について

- 論点3 日本語教育の標準や日本語能力の判定基準について
- 論点4 カリキュラム案等の活用について

### (3) 日本語教育に携わる人材について

- 論点5 日本語教育の資格について
- 論点6 日本語教員の養成・研修について
- 論点7 日本語教育のボランティアについて

### (4) 日本語教育に関する調査研究について

- 論点8 日本語教育に関する調査研究の体制について

### (5) その他

- 論点9 総合的な視点からの検討について
- 論点10 外国人の児童生徒等に対する日本語教育について
- 論点11 国外における日本語教育について



## 〈參考資料〉



## 本文内で引用している報告書等

[ 4 ページ～ 6 ページ]

「国語分科会日本語教育小委員会における審議についてー日本語教育の充実に向けた体制整備と「生活者としての外国人」に対する日本語教育の内容等の検討ー」

(平成21年1月27日 文化審議会国語分科会)

[http://www.bunka.go.jp/kokugo\\_nihongo/kyouiku/nihongo\\_curriculum/pdf/curriculum\\_shingi\\_ver03.pdf](http://www.bunka.go.jp/kokugo_nihongo/kyouiku/nihongo_curriculum/pdf/curriculum_shingi_ver03.pdf)

[ 7 ページ]

「文化芸術の振興に関する基本的な方針（第3次基本方針）」

(平成23年2月8日 閣議決定)

[http://www.bunka.go.jp/bunka\\_gyousei/housin/kihon\\_housin\\_3ji.html](http://www.bunka.go.jp/bunka_gyousei/housin/kihon_housin_3ji.html)

[ 12 ページ～ 13 ページ]

「高等教育機関に進学・在籍する外国人学生の日本語教育に関する検討会議」取りまとめ報告書」

(平成24年3月30日 高等教育機関に進学・在籍する外国人学生の日本語教育に関する検討会議)

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/ryugaku/kaigi/detail/1319997.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ryugaku/kaigi/detail/1319997.htm)

[ 18 ページ]

「外国人との共生社会の実現に向けて（中間的整理）」

(平成24年8月27日 「外国人との共生社会」実現検討会議)

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kyousei/240827seiri.pdf>

[ 20 ページ]

「日本再生戦略～フロンティアを拓き、「共創の国」へ～」

(平成24年7月31日 閣議決定)

<http://www.npu.go.jp/policy/pdf/20120731/20120731.pdf>

(※いずれの報告書も平成25年2月14日時点でのURLを記載。)

# 日本語教育の推進に向けた基本的な考え方と論点の整理について（報告） 【概要】

第12期文化審議会国語分科会は、平成24年4月の第1回総会で日本語教育小委員会を設置。同委員会は、5月に「課題整理に関するワーキンググループ」を設置し検討開始。

## 1 検討の背景

### （1）新たな段階を迎える日本語教育小委員会

- 日本語教育小委員会が「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案について(H22.5)、ガイドブック(H23.1)、教材例集(H24.1)、日本語能力評価について(H24.1)、日本語指導力評価について(H25.2)の計画的検討を終え、設置から5年が経過する節目に、基本的な考え方と主な論点を整理することは、日本語教育の推進に向けた今後の議論を進める上で極めて有用。

### （2）日本語教育をめぐる状況の変化への対応

- 我が国の外国人登録者は、この20年間で100万人から200万人に、国内の日本語学習者も6万人から13万人に倍増したが、経済危機や東日本大震災の影響等で前者は平成20年末をピークに3年連続で減少、後者も平成23年は前年と比べ4万人減少。
- 文化庁の「生活者としての外国人」のための日本語教育事業が平成24年の財務省による予算執行調査の結果、全部又は一部の廃止・統合を含めた見直しを求められた。
- このような日本語教育をめぐる状況の変化に適切に対応しつつ、日本語教育の推進が求められている。

## 2 日本語教育の推進に当たっての基本的な考え方について

### （1）日本語教育を推進する意義について

- 日本語教育を推進する意義としては、例えば「生活者としての外国人」に対する日本語教育を念頭に置くと、次のようなことが挙げられる。
  - ・ 外国人が生活上必要な日本語能力を身に付け、生活できるようにする。これは、「国際人權規約」、「人種差別撤廃条約」等の趣旨に合致。
  - ・ 住みやすい地域づくりや地域の活性化につながる。
  - ・ 地域住民が日本語教育に関わることを通じ、生きがいや自己実現につながるのととも、異文化に対する理解が深まり、多文化共生社会の実現につながる。
  - ・ 日本文化や日本への外国人の理解が深まり、友好的な国際関係の構築につながる。
  - ・ 日本語教育は、外国人の受入れ環境の最も基本的なものであり、開かれた国としての我が国の評価や魅力を高めることにつながる。
- 日本語教育は、外国人を支援するためはもとより、日本社会全体にとっても大きな意義を有し、今後、その多面的な意義について、日本語教育関係者にとどまらず、幅広く国民の理解を得られるよう努めていくことが重要。

### （2）日本語教育に関する国と自治体との役割分担について

- 日本語教育に関する国と自治体との役割分担については、平成21年1月に文化審議会国語分科会が取りまとめ。
  - ・ 国の役割は「生活者としての外国人」に対する日本語教育の目標及び標準的な内容・方法を指針として示すことなどを明示。
  - ・ 都道府県の役割は指針として国が示す標準的な内容・方法を参考に、実情に応じた日本語教育の内容・方法を検討・調整することなどを明示。
  - ・ 市町村の役割は都道府県が検討・調整した日本語教育の内容・方法を、現場の実情に沿って具体的に編成・実施することなどを明示。
- 国、都道府県、市町村は役割分担を再確認の上、連携・協力しながら日本語教育を推進していくことが必要。

### （3）多様な日本語学習者の学習目的・ニーズへの対応について

- 日本語教育に関する取組は、様々な関係府省や関係機関・団体等が行っている。これをそれぞれの目的や分野の日本語教育がより効果的・専門的に実施されるために必要な役割分担と捉え、必要な連携・協力を図り、その役割を十分に果たしていくことが重要。

## 3 日本語教育の推進に当たっての主な論点について

### （1）日本語教育の推進体制について

#### 論点1 日本語教育に関する政策のビジョンについて

- どのような外国人を対象に、どのような目的や分野の日本語教育を念頭に置いて考えるのか明確にした上で、既にある政府全体の総合的な対応プランなど現行の枠組みでは不十分であり、それを克服するためにどのような内容を盛り込むのか具体的な検証が必要。その上で、次のような点に関して十分な議論が必要。

- ・ 多様な日本語教育を盛り込むとすれば、留学生政策、入国管理政策、就労政策など関係府省の個別の政策の実現手段となっている日本語教育を横断的に対象とすることとなるが、可能か、また、適切か。
- ・ 外国人が抱える問題は生活全般にわたり、教育、就労、医療、社会保障、住宅、産業、地域づくり、多文化共生など他の外国人施策の分野と切り離して日本語教育について議論することで十分か。
- ・ 我が国の将来像も念頭に基本的な考え方を整理するに際して、日本語教育を推進する論拠を突き詰めていくと避けて通れない外国人の権利・義務やその受入れについて政府全体や社会全体の問題としてどう考えるか。
- ・ 日本語教育推進上、幅広く国民の理解を得るために説得力ある論拠をどう示すか。

## 論点2 日本語教育の効果的・効率的な推進体制について

- 様々な関係府省や関係機関・団体等により行われる日本語教育が全体として効果的・効率的に推進されているかとの指摘は、日本語教育の多様性を考えれば、必要な役割分担であると捉え、連携・協力を図り、それぞれの役割を果たしていくことが大切。文化庁では、平成22年7月に関係府省からなる連絡会議を、平成24年1月には関係府省と関係機関・団体等からなる日本語教育推進会議を発足させ、意見交換等を実施。また、各種コンテンツの所在情報を横断的に検索・利用できるシステムを整備し、平成25年度から利用開始予定。こうした日本語教育に関する横断的な取組を通じて、全体として効果的・効率的に推進していくことが必要。

## (2) 日本語教育の内容及び方法について

### 論点3 日本語教育の標準や日本語能力の判定基準について

- 日本語教育の標準や日本語能力の判定基準には文化庁のカリキュラム案や日本語能力評価、国際交流基金の「JF日本語教育スタンダード」、豊田市の「とよた日本語能力判定」がある。また、国内は日本国際教育支援協会が、国外は国際交流基金が実施する「日本語能力試験」があり、約30年の歴史を持ち、平成23年の受験者は61万人。
- 現行の取組では不十分であり、それを克服するためにどのような日本語教育の対象者、目的、分野を念頭に置いて日本語教育の標準や日本語能力の判定基準を作ることを考えるか具体的な検証が必要。その上で、次のような点に関して十分な議論が必要。
  - ・ 日本語教育の標準や日本語能力の判定基準を総合化し、統一的な標準や基準を作ることは可能か、また、適切か。
  - ・ 新たな標準や基準を作るのがよいか、既にあるものをより充実したり、活用したりする方向で議論するのがよいか。

### 論点4 カリキュラム案等の活用について

- 文化庁のカリキュラム案等が地域の日本語教育推進上の「よりどころ」として活用されるよう周知を工夫するとともに、その効果を検証、改善し、再び提供するPDCAサイクルを構築していく方策の検討が必要。

## (3) 日本語教育に携わる人材について

### 論点5 日本語教育の資格について

- 日本語教育能力を判定する試験には日本国際教育支援協会の「日本語教育能力検定試験」があり、約25年の歴史を持ち、平成23年の受験者は5,732人。
- 文化庁も日本語教育に関する人材育成を財政支援するとともに、平成22年度からは「地域日本語教育コーディネーター研修」を直接実施するほか、平成24年度中には指導力評価について取りまとめる。
- 現行の枠組みや取組では不十分であり、想定される資格がその点をどのように克服するものか具体的な検証が必要。その上で、次のような点に関して十分な議論が必要。
  - ・ 新たな資格を作るのがよいか、それとも既にあるものをより充実したり、活用したりする方向で議論するのがよいか。
  - ・ 日本語教育指導者は多様であり、統一的な資格を作ることは可能か、また、適切か。
  - ・ 新たに専門性等によって一定の線引きを行うことは、特に地域の日本語教育においてボランティアが大きな役割を担っている現状に照らして問題ないか。
  - ・ 国が新たに資格を作れば、規制緩和の流れに逆行し、民業圧迫とならないか。

### 論点6 日本語教員の養成・研修について

- 平成24年3月の文化庁の日本語教員等の養成・研修に関する調査研究協力者会議のまとめでは、特に大学や日本語学校を念頭に日本語教員等の養成・研修の在り方について議論すべきであると提言。
- 大学や日本語学校における日本語教員の養成・研修上、平成12年3月の文化庁の協力者会議が「日本語教育のための教員養成について(報告)」や、平成24年3月の文部科学省の検討会議の報告書で示された在留資格「留学」で在留する外国人を受け入れる日本語教育機関としての国の審査基準の中の教員の要件は、参考として活用し得る。

大学や日本語学校における日本語教育は、主として留学生などが対象であり、この分野の日本語教員の養成・研修については、その後の大学等の取組の積み重ねなどに照らして、現時点で現行の枠組みを変更すべき特段の事情はない。

- また、留学生への日本語教育については、日本語教育はもとより、受入れ、教育研究活動、生活、就職の支援などの一連のキャリア形成の観点から、必要に応じて留学生政策その他の個別の政策論の中で検討していくのが基本。
- このようなことから、引き続き日本語教員の養成・研修に関する取組の動向に留意しつつ、関係府省や関係部局等の連携の下、適切に対応していくことが適当。

#### **論点7 日本語教育のボランティアについて**

- 地域の日本語教育でボランティアが大きな役割を担っている現状をどう捉えるか、自治体の取組や成果はどうかなど、まず自治体における日本語教育の体制について具体的な検証が重要。今後、文化庁の取組の効果も検証し、必要に応じて更にどのような方策が考えられるか検討が必要。

### **(4) 日本語教育に関する調査研究について**

#### **論点8 日本語教育に関する調査研究の体制について**

- 日本語教育政策の適切な企画立案・推進を図る上で、調査研究は重要。今後、文化庁が中心となって国立国語研究所、関係府省、自治体、日本語教育学会、大学等の協力を得て、政策的に必要な調査研究の実施が必要。

### **(5) その他**

#### **論点9 総合的な視点からの検討について**

- 日本語教育は多様であり、日本語教育の推進方策等について議論する際には、どのような日本語教育を想定するか明確にすることが必要。  
また、外国人が抱える問題は日本語能力の問題にとどまらず、他の外国人施策の分野と切り離して日本語教育について議論するだけでは必ずしも十分とは言えない。  
さらに、外国人の権利・義務やその受入れについて政府全体や社会全体の問題としてどう考えるかは、避けて通れない重要な問題。以上のことから、日本語教育の推進について議論する上では、総合的な支援の視点が必要であり、社会全体で考えるべき。
- なお、平成24年5月に外国人労働者問題担当大臣を議長、関係府省の副大臣級を構成員とする「外国人との共生社会」実現検討会議が設置され、8月に中間的な整理を行い、外国人の受入れの在り方については、我が国の産業、治安、労働市場への影響等国民生活全体に関する問題として、国民的コンセンサスを踏まえつつ、我が国のあるべき将来像と併せ、幅広く検討・議論していく必要があるとして、幅広い国民的議論の活性化に資するよう、まずは必要なデータの収集整備、国民への情報提供等に努めるとともに、どのような検討方法がふさわしいか等について、引き続き検討を進めることが必要である旨明記。  
今後、検討会議の議論にも留意し、日本語教育に関しても更に議論を深めていくとともに、必要な調査研究や国民に対する情報発信・PRを行っていくことが重要。

#### **論点10 外国人の児童生徒等に対する日本語教育について**

- 日本語能力が十分でない児童生徒がどのような教育を受け、キャリアを形成していくかは大きな問題。今後とも外国人の児童生徒等に対する日本語教育の一層の充実が必要。

#### **論点11 国外における日本語教育について**

- 国外の日本語学習者は、平成21年で365万人を超え、日本や日本文化に興味・関心を持つ外国人や日本への留学や就労を希望する外国人等への積極的な日本語教育の展開が期待される。平成24年7月の「日本再生戦略」の閣議決定では世界における日本のプレゼンス（存在感）の強化のためにも、日本語・日本文化等、日本の国家ブランドを確立して世界に伝えていく方策を検討する旨明記。今後とも関係府省等が連携・協力し、国外における日本語教育の一層の充実が必要。

## **4 おわりに**

- 今後、この報告を「検討材料」として、必要に応じて詳細な調査、ヒアリング、意見募集等も実施し、関係府省や関係機関・団体等の議論なども見据え、具体的な施策の方向性や日本語教育の推進方策などを検討。

## 小委員会の設置について

平成24年4月27日  
文化審議会国語分科会長決定

### 1 設置

文化審議会国語分科会運営規則（平成14年3月27日文化審議会国語分科会決定）第2条第1項の規定に基づき、分科会に次の表の左欄に掲げる小委員会を置き、これらの小委員会の調査審議事項は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

名称	調査審議事項
国語課題検討小委員会	国語分科会で今後取り組むべき国語についての課題の検討・整理に関すること
日本語教育小委員会	外国人に対する日本語教育に関すること

### 2 その他

各小委員会の運営に関し、必要な事項は、当該小委員会が定める。

## 文化審議会国語分科会日本語教育小委員会委員名簿

(敬称略・五十音順)

いし	い	え	り	こ	東京女子大学教授
石	井	恵	理	子	
い	とう	すけ	ろう		国立大学法人東京外国語大学教授
伊	東	祐	郎		留学生日本語教育センター長
いの	うえ		ひろし		一般社団法人日本経済団体連合会社会広報本部長
井	上		洋		
いわ	み	みや	こ		公益社団法人国際日本語普及協会理事
岩	見	宮	子		
お	ぎ	あき	と		名古屋外国語大学教授
尾	崎	明	人		
か	とう	さ	なえ		インターカルト日本語学校代表
加	藤	早	苗		
かね	だ	とも	こ		学習院大学教授
金	田	智	子		
こ	やま	とよさぶろう			愛知県地域振興部国際監
小	山	豊	三郎		
さ	だ	く	み	こ	大学共同利用機関法人人間文化研究機構国立国語研究所
迫	田	久	美子		日本語教育研究・情報センター長
さ	とう	ぐん	えい		国立大学法人東京学芸大学副学長・理事
佐	藤	郡	衛		
しま	だ	かず	こ		一般社団法人アクラス日本語教育研究所代表理事
嶋	田	和	子		
すぎ	と	せい	じゆ		独立行政法人国立国語研究所名誉所員
○杉	戸	清	樹		
なか	の	か	よ	こ	元公益財団法人国際文化フォーラム業務執行理事
中	野	佳	代子		
にし	ざわ	よし	ゆき		独立行政法人国際交流基金日本語試験センター所長
西	澤	良	之		
にし	はら	すず	こ		日本語教育研究者
◎西	原	鈴	子		
はる	はら	けんいちろう			財団法人海外産業人材育成協会理事
春	原	憲	一郎		AOTS事業部AOTS日本語教育センター長

(◎：主査，○：副主査)

## ワーキンググループの設置について

平成24年5月28日  
文化審議会国語分科会  
日本語教育小委員会決定

### 1 ワーキンググループの設置

「小委員会の設置について」（平成24年4月27日文化審議会国語分科会長決定）2の規定に基づき、日本語教育小委員会に次の表の左欄に掲げるワーキンググループを置き、ワーキンググループの作業事項は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

名称	作業事項
指導力評価に関するワーキンググループ	(1) 「生活者としての外国人」に対して日本語指導を行う者の指導力評価の在り方について (2) その他
課題整理に関するワーキンググループ	(1) 日本語教育に関する諸課題の整理について (2) その他

### 2 ワーキンググループの構成

- (1) 各ワーキンググループに属すべき委員、臨時委員及び専門委員は日本語教育小委員会の主査が指名する。
- (2) 各ワーキンググループに、座長を置き、当該ワーキンググループに属する委員及び臨時委員の互選により選任する。
- (3) その他、ワーキンググループの運営に関し、必要な事項は、日本語教育小委員会が定める。

### 3 議事の公開

- (1) ワーキンググループの議事は原則公開とし、議事録を作成し、これを公開するものとする。
- (2) ワーキンググループの作業経過及び作業結果は、ワーキンググループの座長が日本語教育小委員会に適宜報告する。

## 文化審議会国語分科会日本語教育小委員会 課題整理に関するワーキンググループ名簿

(敬称略・五十音順)

- |         |         |               |                        |                                              |          |
|---------|---------|---------------|------------------------|----------------------------------------------|----------|
| いの<br>井 | うえ<br>上 | ひろし<br>洋      | 一般社団法人日本経済団体連合会社会広報本部長 |                                              |          |
| いわ<br>岩 | み<br>見  | みや<br>宮       | こ<br>子                 | 公益社団法人国際日本語普及協会理事                            |          |
| お<br>尾  | さき<br>崎 | あき<br>明       | と<br>人                 | 名古屋外国語大学教授                                   |          |
| こ<br>小  | やま<br>山 | とよさぶろう<br>豊三郎 |                        | 愛知県地域振興部国際監                                  |          |
| さこ<br>迫 | だ<br>田  | くみ<br>久美子     | こ<br>子                 | 大学共同利用機関法人人間文化研究機構国立国語研究所<br>日本語教育研究・情報センター長 |          |
| すぎ<br>杉 | と<br>戸  | せい<br>清       | じゅ<br>樹                | 独立行政法人国立国語研究所名誉所員                            |          |
| ◎       | にし<br>西 | はら<br>原       | すず<br>鈴                | こ<br>子                                       | 日本語教育研究者 |

(◎：座長)

## 審議経過

### 日本語教育小委員会

#### 第45回：(平成24年4月27日)

- 主査・副主査の選出等

#### 第46回：(平成24年5月28日)

- 今期の審議の進め方について
  - ・指導力評価に関するワーキンググループ及び課題整理に関するワーキンググループの設置
- 指導力評価について

#### 第47回：(平成24年7月30日)

- 指導力評価について
- 課題整理について

#### 第48回：(平成24年10月15日)

- 指導力評価について
- 課題整理について

#### 第49回：(平成24年12月17日)

- 指導力評価について
- 課題整理について

#### 第50回：(平成25年1月24日)

- 指導力評価について
- 課題整理について

#### 第51回：(平成25年2月14日)

- 指導力評価について
- 課題整理について

## 課題整理に関するワーキンググループ

### 第1回：(平成24年7月2日)

○日本語教育の課題について意見交換及び課題の内容確認

### 第2回：(平成24年9月28日)

○ヒアリング

- ・外国人集住都市会議（氏原理恵子氏：飯田市，加藤博恵氏：大泉町）
- ・岩手大学国際交流センター（松岡洋子氏）
- ・宇都宮大学キャリア教育・就職支援センター（末廣啓子氏）

### 第3回：(平成24年12月10日)

○検討結果のまとめ（素案）について検討

### 第4回：(平成25年1月17日)

○検討結果のまとめ（案）について検討